

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月5日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第2号

伊賀市介護保険規則の一部を改正する規則

伊賀市介護保険規則（平成16年伊賀市規則第142号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第56条」に改める。

第6条中「（様式第5号）」を削る。

第11条第1項中「（様式第6号）」を削り、同条第3項中「（様式第7号）」を削り、同条第4項中「（様式第8号）」を削る。

第12条第3項中「（様式第9号）」を削る。

第13条中「（様式第10号）」を削る。

第14条中「（様式第11号）」を削る。

第15条中「（様式第12号）」を削る。

第16条中「様式第13号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「（様式第14号）」を削る。

第17条中「（様式第15号）」を削る。

第19条中「様式第17号」を「様式第6号」に改める。

第21条第1項中「様式第18号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「（様式第24号）」を削る。

第22条中「様式第25号」を「様式第8号」に改める。

第23条中「様式第27号」を「様式第9号」に改める。

第24条中「様式第28号」を「様式第10号」に改める。

第25条第1項中「様式第29号」を「様式第11号」に改める。

第25条の2第1項中「様式第70号」を「様式第21号」に改め、同条第2項中「（様式第71号）」を削る。

第25条の3第1項中「様式第65号」を「様式第20号」に改め、同条第2項中「伊賀市

介護保険 自己負担額証明書（様式第66号）」を「介護保険 自己負担額証明書」に改め、同条第3項中「（様式第68号）」を削る。

第26条第1項中「様式第30号」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第41号」を「様式第17号」に改め、同条第3項中「（様式第31号）」及び「（様式第32号）」を削る。

第27条第1項中「様式第33号」を「様式第13号」に改める。

第29条第1項中「様式第34号」を「様式第14号」に改め、同条第3項中「（様式第35号）」を削る。

第31条第1項中「様式第36号」を「様式第15号」に改め、同条第2項中「（様式第37号）」を削り、同条第3項中「（様式第38号）」を削る。

第32条第1項中「様式第39号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「（様式第40号）」を削る。

第35条第1項中「（様式第42号）」を削る。

第36条第1項中「（様式第43号）」を削り、同条第2項中「様式第72号」を「様式第22号」に改める。

第37条中「（様式第44号）」を削る。

第38条第1項中「（様式第45号）」を削り、同条第2項中「（様式第46号）」を削り、同条第3項中「（様式第47号）」を削る。

第39条第1項中「（様式第48号）」を削り、同条第2項中「様式第73号」を「様式第23号」に改める。

第40条第1項中「（様式第48号の2）」を削り、同条第2項中「（様式第49号）」及び「（様式第49号の2）」を削り、同条第3項中「（様式第50号）」を削る。

第41条第1項中「（様式第51号）」を削り、同条第2項中「（様式第52号）」を削る。

第42条中「（様式第53号）」を削る。

第44条中「（様式第55号）」を削る。

第45条第1項中「様式第56号」を「様式第18号」に改め、同条第2項中「（様式第57号）」を削る。

第46条第1項中「様式第60号」を「様式第19号」に改め、同条第2項中「（様式第58号）」を削る。

第47条第2項中「（様式第59号）」を削る。

第48条第2項中「(様式第61号)」を削る。

第49条第2項中「(様式第69号)」を削る。

第50条第3項中「(様式第63号)」を削り、同条第4項中「(様式第62号)」を削る。

第55条を第56条とし、第54条の次に次の1条を加える。

(様式)

第55条 この規則に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づき国が定める様式とする。

様式第5号から様式第12号までを削り、様式第13号を様式第5号とする。

様式第14号から様式第16号までを削り、様式第17号を様式第6号とし、様式第18号を様式第7号とする。

様式第19号から様式第24号までを削り、様式第25号を様式第8号とする。

様式第26号を削り、様式第27号を様式第9号とし、様式第28号から様式第30号までを18号ずつ繰り上げる。

様式第31号及び様式第32号を削り、様式第33号を様式第13号とし、様式第34号を様式第14号とする。

様式第35号を削り、様式第36号を様式第15号とする。

様式第37号及び様式第38号を削り、様式第39号を様式第16号とする。

様式第40号を削る。

様式第41号中「第26条の2関係」を「第26条関係」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第42号から様式第55号までを削り、様式第56号を様式第18号とする。

様式第57号から様式第59号までを削り、様式第60号を様式第19号とする。

様式第61号から様式第64号までを削り、様式第65号を様式第20号とする。

様式第66号から様式第69号までを削り、様式第70号を様式第21号とする。

様式第71号を削り、様式第72号を様式第22号とし、様式第73号を様式第23号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の各様式による用紙で、現に残存するもの

は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月5日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第 32 号

伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊賀市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年伊賀市規則第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「様式第 5 号の」を削り、同条第 5 項中「様式第 6 号の（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 地域生活支援事業）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、様式第 7 号による計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定通知書、障害福祉サービス地域生活支援事業利用決定通知書」に改め、「様式第 8 号による」、「様式第 9 号による」及び「様式第 10 号による」を削り、「療養介護医療受給者証」の次に「又は地域生活支援事業受給者証」を加え、同条第 6 項中「様式第 11 号の却下決定通知書」を「却下決定通知書（介護給付費等）、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請却下決定通知書及び障害福祉サービス地域生活支援事業利用却下通知書」に改め、同条第 7 項中「様式第 12 号の（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域生活支援事業）支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「様式第 5 号の（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費 地域生活支援事業）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改め、同条第 8 項中「様式第 13 号の（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域生活支援事業）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書」を「（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更

決定通知書及び障害福祉サービス地域生活支援事業利用変更決定通知書」に改め、「様式第 11 号の却下決定通知書」を「却下決定通知書（介護給付費等）又は障害福祉サービス地域生活支援事業利用却下通知書」に改め、同条第 9 項中「様式第 14 号の」を削る。

第 3 条中「様式第 15 号」を「様式第 6 号」に改める。

第 4 条中「療養介護医療受給者証」の次に「又は地域生活支援事業受給者証」を加え、「様式第 16 号」を「様式第 7 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「様式第 17 号」を「様式第 8 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 18 号」を「様式第 9 号」に改める。

第 6 条中「様式第 19 号」を「様式第 10 号」に改める。

第 7 条中「様式第 20 号」を「様式第 11 号」に改める。

第 9 条第 2 項中「様式第 21 号」を「様式第 12 号」に改め、同条第 4 項中「様式第 22 号」を「様式第 13 号」に改める。

第 11 条第 1 項中「様式第 23 号」を「様式第 14 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 23 号の 2」を「様式第 15 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 24 号」を「様式第 16 号」に改め、同条第 4 項中「様式第 24 号の 2」を「様式第 17 号」に改める。

第 12 条第 1 項中「様式第 25 号の」を削り、同条第 2 項中「様式第 26 号」を「通知書」に改める。

第 13 条第 1 項中「様式第 27 号（更生医療）」を「更生医療」に、「様式第 27 号の 2（育成医療）」を「育成医療」に改め、同条第 2 項中「様式第 28 号の」を削る。

第 14 条第 1 項中「様式第 29 号」を「様式第 18 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 30 号による」を削り、同条第 3 項中「様式第 31 号による」及び「様式第 32 号による」を削り、「様式第 33 号による補装具作成（修理）依頼書」を「補装具費支給兼補装具費自己負担助成連絡票」に改め、同条第 4 項中「様式第 34 号の」を削り、同条第 5 項中「様式第 35 号」を「様式第 19 号」に改める。

第 16 条中「様式第 36 号」を「様式第 20 号」に改める。

第 17 条中「必要な」を「、必要な」に改め、同条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（様式）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき国が定める様式とする。

様式第5号から様式第11号までを削り、様式第12号を様式第5号とする。

様式第13号及び様式第14号を削り、様式第15号を様式第6号とし、様式第16号から様式第21号までを9号ずつ繰り上げる。

様式第22号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第23号を様式第14号とし、様式第23号の2を様式第15号とし、様式第24号を様式第16号とし、様式第24号の2を様式第17号とする。

様式第25号から様式第28号までを削り、様式第29号を様式第18号とする。

様式第30号から様式第34号までを削り、様式第35号を様式第19号とし、様式第36号を様式第20号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の各様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月7日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市規則第1号

伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成16年伊賀市規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

第1条中「第38条」を「第38条第1項」に、「営利企業等」を「営利企業」に改める。

第3条第1項中「法第38条第1項」を「職員の自発的な意思に基づき法第38条第1項」に、「許可」を「許可（以下「許可」という。）」に、「営利企業等に従事する場合」を「営利企業への従事等の区分」に改め、同項第1号中「不動産等賃貸に従事する場合」を「不動産賃貸」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同項第2号中「太陽光電気の販売に従事する場合」を「太陽光電気の販売」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「営利企業等に従事する場合」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事許可申請書（その他営利企業等関係）（様式第3号）」を「営利企業従事等許可申請書（その他営利企業等関係）（様式第4号）」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 営利企業の役員等の地位の兼業 営利企業従事等許可申請書（営利企業の役員等関係）（様式第3号）

第3条第2項中「前項」を「前2項」に、「申請内容」を「許可を受けた営利企業への従事等の内容」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号又は第2号に掲げる営利企業への従事等に係る申請は当該申請をした者（以下「申請者」という。）の所属長（伊賀市行政組織規則（平成16年伊賀市規則第3

号。以下「行政組織規則」という。)第5条第3項に規定する課長等その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)(申請者が所属長又は次長等の職の場合は部局長(行政組織規則第5条第1項に規定する部長及び同条第2項に規定する局長その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)、申請者が部局長の場合は副市長)を、第3号又は第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請は当該申請者の所属長、部局の次長等及び部局長(申請者が所属長の場合は部局の次長等及び部局長、申請者が次長等の職の場合は部局長、申請者が部局長の場合は部局の次長等及び副市長)を経由して申請書を任命権者に提出するものとする。

第4条第1項中「前条の申請」を「前条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)」に、「次の各号」を「次の各号(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業の期間中にある職員については、第1号及び第3号)」に、「職員の営利企業等への従事」を「これ」に改め、同項第1号及び第2号中「当該職員」を「申請者」に改め、同項第3号中「営利企業等に従事することが、全体」を「営利企業への従事等をするのが全体」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「申請を」を削り、「職員」を「申請者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請に対する許可の期間は、当該営利企業への従事等を開始する日の属する年度の末日までの期間の範囲内とする。
- 3 前条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る申請については、第1項各号のいずれにも該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないことができる。
 - (1) 申請者の勤務成績が直近の人事評価の結果又は当該申請日までの1年以内における勤務の状況を示す事実を照らして不良であったとき。
 - (2) 法第28条第2項第1号の規定による退職又は長期の病気休暇(伊賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年伊賀市条例第46号。以下「勤務時間条例」という。)第14条に規定する病気休暇をいう。)の期間中であるとき。
 - (3) 営利企業への従事等をする時間(以下「兼業時間」という。)が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務、同法第19条に規定する部分休業、勤務時間条例第16条に規定する介護休暇、同条例第16条の2に規定する介護時間、法第26条の2に規定する修学部分休業又は法第26条の3に規定する高齢者部分休業により勤務しないことが認められた正規の勤務時間(勤

務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間（勤務時間条例第2条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、その適用を受ける前の正規の勤務時間をいう。）をいう。以下同じ。）中に含まれるとき。

(4) 勤務時間条例第9条第2項から第4項までに規定する育児又は介護のための時間外勤務（勤務時間条例第7条第1項又は第2項の規定により命ぜられた勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求している期間中であるとき。

(5) 法第22条に規定する条件付採用の期間中であるとき。

第4条に次の2項を加える。

5 前項の規定による交付又は通知は、当該申請を受理した日から3週間（任命権者が次項の規定により書類の提出を求めた場合にあっては、当該書類の提出に要した日数は、算入しない。以下この項において同じ。）以内に行うものとする。ただし、特別の事情により3週間以内に前項の規定による交付又は通知をすることができない場合は、その理由を明示して、あらかじめ当該申請者に通知するものとする。

6 任命権者は、許可を行うに当たり必要と認めるときは、申請者に必要と認める書類を提出させること及び申請者又は当該申請者の所属長その他の関係者への聴取及び情報収集を行うことができる。

第6条の見出し中「離職」を「廃止」に改め、同条中「職員」を「許可を受けた職員」に、「営利企業等に従事すること」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等従事廃止届（様式第5号）を」を「営利企業従事等廃止届（様式第6号）により」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第8条とする。

第5条中「法第38条第1項に規定する」を削り、「前条第1項各号」を「第4条第1項各号」に、「営利企業等従事許可取消書（様式第4号）」を「その許可を取り消すものとし、営利企業従事等許可取消通知書（様式第5号）」に、「その許可を取り消すものとする」を「速やかに所属長（許可を受けた職員が所属長又は次長等の職の場合は部局長、許可を受けた職員が部局長の場合は副市長）を経由して当該職員に通知する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第3条第1項第4号に掲げる営利企業への従事等に係る許可を受けた職員に人事配置又は配属に係る異動があった場合は、当該許可は、取り消されたものとする。この場合において、当該職員への通知は、これを要しない。

第5条を第7条とする。

第4条の次に次の2条を加える。

(具体的な許可の基準)

第5条 前条第1項第1号の利害関係とは、許認可、検査、税の賦課徴収、補助金の交付、工事その他業務の請負、行政指導、指定管理者の指定、物品の購入等において、当該営利企業等が申請者の占めている職の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るものであって、職務の公正の確保を妨げるものをいう。

2 前条第1項第2号に掲げる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。ただし、第1号及び第2号の規定については、特別の事情があるものとして任命権者が認める場合には、適用しないことができる。

(1) 兼業時間の時間数と時間外勤務の時間数を合計した時間数が月 80 時間及び年 720 時間を超えるおそれがないものと認めるとき。

(2) 兼業時間が終了する時刻から正規の勤務時間が始まる時刻までの時間数が 11 時間未満でないとき。

(3) 申請者の占めている職の職務(時間外勤務を含む。)その他従事することを命ぜられた職務を優先させることができるものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請者の占めている職の職務の遂行に当たり、能率の低下を来すおそれがないものと認めるとき。

3 次に掲げる場合は、前条第1項第3号の規定に該当しないものとする。

(1) 当該営利企業への従事等により受け取る報酬の額が社会通念上妥当であると認められないとき。

(2) 当該営利企業への従事等が政治的活動、宗教的活動若しくは公序良俗に反する活動又はそれらに該当するおそれがあるものと認められるなど職員が行うものとして不相当であると認められるとき。

(兼業時間の制限)

第6条 職員は、許可を受けた場合であっても、勤務時間条例第15条に規定する特別休暇により勤務しないことが認められた正規の勤務時間中においては、営利企業への従事等をする事ができない。

第8条の次に次の4条を加える。

(計画及び報告)

第9条 任命権者は、申請者又は許可を受けた職員に対し、当該営利企業への従事等に係る計画及び実施状況についての報告をさせることができる。

(人事配置等)

第10条 任命権者は、人事配置又は配属を行うに当たり、職員の申請又は許可の有無を考慮しないものとする。

(公表)

第11条 任命権者は、職員の営利企業への従事等の許可の状況について、伊賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年伊賀市条例第53号）に基づき公表するものとする。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

【様式第3号】

【様式第4号】

【様式第5号】

様式第5号の次に次の1様式を加える。

【様式第6号】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の伊賀市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項第1号の規定により許可を受けた申請については、改正後の伊賀市職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第1項第1号の規定により許可を受けた申請と、旧規則第3条第1項第2号の規定により許可を受けた申請については、新規則第3条第1項第2号の規定により許可を受けた申請とみなし、旧規則第3条第1項第3号の規定により許可を受けた申請については、当該申請の内容が新規則第3条第1項第3号の規定に該当するものは同号

の規定により許可を受けた申請と、新規則第3条第1項第4号の規定に該当するものは同号の規定により許可を受けた申請とみなす。